介護老人保健施設「浦安ベテルホーム」運営規程

第1章　総　則

第 1 条（目的及び基本方針）

1.　この規程は、社会福祉法人聖隷福祉事業団が設置・経営する指定介護老人保健施設「浦安ベテルホーム」（以下、「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の適正な運営を図ることを目的とします。

2.　施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用契約者（以下、「利用者」という。）がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その利用者の居宅における生活への復帰を目指します。

3.　施設は、明るく家庭的な雰囲気の下、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス（以下、「施設サービス」という。）の提供に努めます。

4.　施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

5.　利用者の個人情報の保護については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインによるものとし、施設が得た利用者の個人情報は、施設サービスの提供に係る場合以外は原則として利用しないものとし、外部への情報提供が必要な場合は、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

第 2 条（施設名及び所在地）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

(1)名　称 ：　介護老人保健施設 浦安ベテルホーム

(2)所在地 ：　千葉県浦安市高洲九丁目3番2号

第 3 条（利用定員）

施設の利用定員は、下記の通りとします。

(1)ユニット型（小規模生活単位型）居室施設

44名（10名定員ユニット2、12名定員ユニット2）

(2)従来型居室施設

56名（4人室14室）

第2章　職員及び職務分掌

第 4 条（職員の職種、員数）

1．　事業所の従業者の職種、員数の基準は次のとおりとし、介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（千葉県　介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例））に定める従業者の員数を下回らないものとする。

(1) ユニット型居室施設

職　　種	員　数　の　基　準
管理者（医師兼務）	１名（兼務）
医師	１名以上（兼務）
薬剤師	委託
看護職員	５名以上（兼務）
介護職員	１１名以上（兼務）
支援相談員	１名以上（兼務）
理学療法士・作業療法士	１名以上（兼務）
管理栄養士	１名以上（兼務）
介護支援専門員	１名以上（兼務）
事務員	１名以上（兼務）
調理員	委託

(2)従来型居室施設

職　　種	員　数　の　基　準
管理者（医師兼務）	１名（兼務）
医師	１名以上（兼務）
薬剤師	委託
看護職員	６名以上（兼務）
介護職員	１４名以上（兼務）
支援相談員	１名以上（兼務）
理学療法士・作業療法士	１名以上（兼務）
管理栄養士	１名以上（兼務）
介護支援専門員	１名以上（兼務）
事務員	１名以上（兼務）
調理員	委託

2.　前項に定める職員体制を基準とし、必要に応じその定数を超え又はその他の職種の職員を置くことができるものとします。また、兼務としている職種（管理者（医師兼務）、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員）につきましては、ユニット型居室施設44床、及び従来型居室施設56床（4人室14室）を合計した100床に対して介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に定める従業者の員数とします。

第 5 条（職務）

各職種の職務内容は、次のとおりとします。

(1)管理者

施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、職員の指揮命令を行います。

(2)医師

疾病又は負傷に対して的確な診断を基として療養上妥当適切な診療を行うとともに、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。また、検査、投薬、注射、処置等は、

利用者の病状に照らして妥当適切に行います。

(3)薬剤師(委託)

医師の指示に基づく調剤を行うとともに、利用者の薬剤(定期処方・臨時処方等)の与薬管理に関する業務を行います。

(4)看護職員

利用者の療養、健康管理及び保健衛生に関する業務を行うとともに、利用者の施設サービス計画に基づく看護、並びにレクリエーション等の日常生活に関する業務を行います。

(5)介護職員

利用者の施設サービス計画に基づく介護、介助を行うとともに、日常生活におけるレクリエーション及び相談等の業務を行います。

(6)支援相談員

施設の利用申込み、利用者の処遇上・療養上の相談、利用者の要介護認定更新についての必要な援助、関係市区町村及び医療機関等との連絡・調整、利用料の減免、ボランティアの受け入れ等に関する業務を行います。

(7)理学療法士・作業療法士

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要なリハビリテーションを計画・実施するとともに、看護・介護職員と協力して行うレクリエーション等の計画指導を行います。

(8)管理栄養士

食事サービス実施に関する管理を行うとともに、利用者の栄養管理・指導、栄養ケア・マネジメント及び利用者の嗜好調査等の実施に関する業務を行います。

(9)介護支援専門員

利用者及びその家族の希望や関係職員のアセスメントに基づき施設サービス計画の原案を作成し、その施設サービスについて利用者又はその家族に説明し、同意を得る業務を行います。また、居宅支援事業者やその他保健医療福祉サービス提供者との連絡・調整を行います。

(10)事務員

施設の労務人事、庶務、経理、介護報酬請求等に関する業務を行います。

(11)調理員(委託)

管理栄養士の指示を受けて、食事サービスに関する業務を行います。

第3章　施設サービスの内容及び利用料

第 6 条 (施設サービスの内容)

施設サービスの内容は、利用者及びその家族の希望や関係職員のアセスメントによって作成された施設サービス計画に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、またその利用者の居宅における生活への復帰を目指し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、並びに日常生活上の世話を行うものとします。また、栄養ケア・マネジメント等による利用者の栄養管理を行います。

第 7 条 (施設サービスの提供方針)

1.　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の予防に資するよう心身の状況等に応じて施設サービスを提供します。
2.　施設は、施設サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮します。
3.　施設職員は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとします。
4.　施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該利用者や他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
5.　施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
6.　施設は、自らその提供する施設サービスの質を評価し、常にその改善を図るようにします。
7.　施設は、施設サービスの提供にあたっては、介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

第 8 条（施設サービスの利用料等の受領及びその額）
1.　施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとします。
2.　施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないように利用料の額を定めるものとします。
3.　施設は、前1項の利用料のほかに、次に掲げる費用の支払いを利用者から受けることができるものとします。
（1）滞在に要する費用
（2）食事の提供に要する費用
（3）厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選別する特別な食事の提供を行った事に伴い必要となる費用
（4）利用者の希望によりレクリエーションや行事等のアクティビティ活動に参加した際の材料に要する費用
（5）日常生活に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる費用。
（6）居室で電化製品を使用する場合の所定の費用
（7）各種記録等のコピーにかかる費用
（8）その他、定めにない場合は、利用者と事業所の協議により決定するものとします。
（金額は重要事項説明書別紙の通り）
4.　施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、該当するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

5.　居住費（滞在費）及び食費については、経済状況等の変化、その他やむを得ない事由がある場合は、その金額を相当額に変更できるものとします。その場合は、利用者又はその家族に対し、事前にその旨を説明するものとします。

第4章　運営に関する事項

第 9 条（施設利用の留意事項）

施設は、利用者が施設サービスを受ける際の留意すべき事項を別に定める重要事項説明書に定め、その事項について利用者及びその家族に対し説明するものとします。

第 10 条（内容及び手続の説明及び同意）

施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を重要事項説明書にて説明し、当該サービスの開始について利用申込者の同意を得るものとします。

第 11 条（受給資格等の確認）

1.　施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとします。
2.　施設は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、施設サービスの提供に努めるものとします。

第 12 条（入退所）

1.　施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる利用者を対象に、施設サービスを提供するものとします。
2.　施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒みません。
3.　施設は、利用申込者の病状等を勘案し、利用申込者に対し必要な施設サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとします。
4.　施設は、利用申込者の入所に際しては、その心身の状況、病歴等の把握に努めます。
5.　施設は、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるか否かを定期的に検討するものとします。
6.　前項の検討にあたっては、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとします。
7.　施設は、利用者の退所に際しては、その利用者又は家族に対し適切な指導等を行うとともに、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるものとします。

第 13 条（要介護認定の申請に係る援助）

1. 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。
2. 施設は、要介護認定の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行うものとします。

第 14 条（入退所の記録の記載）

施設は、入所に際してはその年月日並びに当施設の種類及び名称を、退所に際してはその年月日を、当該利用者の被保険者証に記載するものとします。

第 15 条（健康手帳への記載）

施設は、提供した施設サービスに関し、利用者の健康手帳の医療に係る頁に必要な事項を記載するものとします。但し、健康手帳を有しない利用者については、この限りではありません。

第 16 条（保険給付の請求のための証明書の交付）

施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとします。

第 17 条（施設サービス計画の作成）

1. 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、利用者が有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を適切な方法により明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を把握するものとします。
3. 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用契約者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供にあたる他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとします。施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めます。
4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとします。
5. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとしま

す。

第 18 条（診療の方針）

医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとします。

（1） 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行います。

（2） 診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行います。

（3） 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。

（4） 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行います。

（5） 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもの以外は行いません。

（6） 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品の利用者への施用又は処方は行いません。

第 19 条（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

1. 施設は、利用者の病状からみて当施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な医療機関への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じるものとします。
2. 施設の医師は、不必要に利用者のために往診を求め、又は利用者を病院もしくは診療所に通院させないものとします。
3. 施設の医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院もしくは診療所に通院させる場合は、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行うものとします。
4. 施設の医師は、利用者が往診を受けた医師もしくは歯科医師又は利用者が通院した病院もしくは診療所の医師もしくは歯科医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行うものとします。

第 20 条（機能訓練）

施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するため、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを計画的に行います。

第 21 条（看護及び医学的管理の下における介護）

1. 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び医学的管理の下における介護を適切な技術をもって行います。
2. 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者の入浴又は清拭を行います。
3. 施設は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立につい

て必要な援助を行います。

4. 施設は、おむつの使用を常態とする利用者又は一時的におむつを使用する利用者のおむつを適切に交換します。
5. 施設は、前各号に定めるもののほか、利用者に対し離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
6. 施設は、歯科衛生士の助言・指導に基づき、利用者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を計画的に行います。

第 22 条（食事の提供・栄養管理）

1. 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適時適温に配慮して提供します。
2. 利用者の食事は、その利用者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で摂るように努めます。
3. 施設は、管理栄養士により利用者ごとの栄養状態に応じて、栄養管理を計画的に行います。
4. 食事時間は次のとおりとします。
   (1)朝食　8時00分 ～ 9時00分
   (2)昼食　12時00分 ～ 13時00分
   (3)間食　14時45分 ～ 15時15分
   (4)夕食　18時00分 ～ 19時00分

第 23 条（相談及び援助）

施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。

第 24 条（その他サービスの提供）

1. 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとします。
2. 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとします。

第 25 条（利用者に関する保険者への通知）

施設は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者へ通知するものとします。

(1) 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 26 条（勤務体制の確保）

1. 施設は、利用者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める

ものとします。

2. 施設は、当施設の職員によって施設サービスを提供するものとします。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3. 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとします。
又、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。

4. 施設は、適切な介護老人保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

5章 非常災害対策・業務継続計画

第 27 条（非常災害対策）

1. 施設は、非常災害に備えて、消火、通報、避難等、その他必要な部分訓練を年4回以上、総合訓練を年3回以上実施します。

2. 防災計画は、消防法に準拠して別途定めます。

第 28 条（業務継続計画）

施設は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

第6章 その他運営に関する事項

第 29 条（定員の遵守）

施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、当施設の利用者数が利用定員及び療養室の定員を超えることがないようにします。

第 30 条（衛生管理等）

1. 施設は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2. 施設は、当施設において感染症の予防、又はまん延しないように必要な研修・訓練を年 2 回以上実施します。

第 31 条（協力病院等）

1. 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めます。

2. 施設は、協力歯科医療機関を定めます。

第 32 条（重要事項の掲示）

施設は、当施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。

第 33 条（守秘義務）

1. 施設の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、委託業者等に対しても保持すべき旨を誓約させるものとします。
2. 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する必要が生じた場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとします。

第 34 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

1. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を行いません。
2. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益の収受を行いません。

第 35 条（苦情処理）

1. 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
2. 施設は、提供した施設サービスに関する内容について、保険者又は国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

第 36 条（地域との連携等）

1. 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。
2. 施設は、災害発生時には、速やかに地域住民と連携し対応できるように、訓練等にも住民が参加できるように努めます。

第 37 条（事故発生の防止及び発生時の対応）

1. 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
   （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
   （2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
   （3）安全対策担当者を置き、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
2. 施設は、利用者への施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにその家

族及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

3. 施設は、利用者への施設サービスの提供により、施設がその責を負うべき事故が発生した場合は、利用者に対し損害賠償を行います。

第 38 条（虐待の防止）

施設は、虐待の防止に関する未然防止、早期発見及び虐待等への迅速かつ適切な対応を実施するために、次の各号に定める措置を講じます。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果については職員に周知徹底します。

（2）虐待の防止ための指針を定め運用します。

（3）職員に対して、虐待の防止のための研修を年 2 回以上実施します。

（4）上記措置を適切に実施するために、専任の担当者を置きます。

第 39 条(身体的拘束等の禁止)

施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行いません。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

第 40 条（会計の区分）

施設は、施設サービスの事業とその他の事業の会計とを区分します。

第 41 条（記録の整備）

1. 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。

第 42 条（施設の利用に当たっての留意事項）

入所者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をするものとします。

(2) 火気の取扱いに注意するものとします。

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないものとします。

(4) その他管理上必要な指示に従うものとします。

第 43 条（その他）

この規程に定めのない事項については、厚生労働省並びに介護保険法の法令に定めるところによります。

附 則

平成18年 4月 1日 施行
平成24年 3月28日 改訂
平成25年12月 1日 改訂
平成27年 4月 1日 改訂
令和 3年 4月 1日 改訂
令和 6年 4月 1日 改訂